

象に育成資金の貸し付けを行っています。

また、重度の後遺障害者の家族を対象とした介護料の支給制度もありますのでご相談ください。

問い合わせ先 = 自動車事故対策センター (24 0842)

特別永住者の旧軍人軍属などのみなさんへ

特別永住者として日本に永住している旧軍人軍属などやその遺族に対して甲慰金・見舞金が支給されます。

対象者 = 昭和12年7月7日以後の公務傷病により

昭和16年12月8日以降死亡した人の遺族

重度の障害の状態にある戦傷病者

重度の障害の状態にあった人の遺族

支給内容 = 上記 または に該当する人 / 甲慰金260万円 上記 に該当する人 / 見舞金など400万円

請求期間 = 平成16年3月31日

申請先 = 福祉課 (20 3182)

住民税非課税世帯などは医療費などを減額

老人保健

老人保健の医療受給者で住民税非課税世帯などの人が入院した場合、1日の食事代が780円から650円に(90日を越えた分については500円)に減額され1カ月の医療費も24600円が限度となります。

また、上記の人でさらに老齢福祉年金を受給している人が入院した場合、1日の医療費が1200円から500円に、食事代が780円から300円に減額され、1カ月の医療費も15000円が限度となります。

これらの減額制度を受けるには申請により認定証の交付を受ける必要があります。

必要なもの = 保険証 受給証

申請先 = 健康対策課 (20 3193)

家族介護慰労金の支給

市は、高齢者を介護している家族への慰労として、年額10万円を支給します。

対象者 = 介護保険の要介護認定で「要介護4」または「要介護5」と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者などで、過去1年間(3カ月以上の入院の場合は入院期間を1年間に加算)、介護保険サービス(年間1週間の短期入所サービスを除く)を利用しなかった人を介護している家族

問い合わせ先 = 高齢社会課 (20 3173)

ふるさと鳥取就職面接会

来春、大学・短大・専修学校を卒業予定の人など県内に就職を希望している人を対象に面接・相談を行います。

東京会場

とき = 5月9日(水)午後0時30分~午後3時30分

ところ = フォーラム8(渋谷区道玄坂2 10 7)

大阪会場

とき = 5月10日(木)午後0時30分~4時

ところ = 大阪新阪急ホテル(大阪市北区柴田1 1 35)

広島会場

とき = 5月15日(火)午後1時~4時

ところ = 八丁堀シャンテ(広島市中区八丁堀8 28)

問い合わせ先 = 鳥取県労働雇用課(26 7692) 鳥取労働局職業安定部(22 7000)

都市計画法の改正

改正都市計画法が平成13年5月に施行されます。これにともない、市街化調整区域内の既存在地(昭和45年以前から宅地として利用されていた土地に対する既得権)制度が廃止されます。

手続きなど、詳しくは都市計画課(20 3273)まで。

ゴールデンウィークのごみ収集

4月30日(月・振替休日) = 月・木曜日の収集地域のみ可燃ごみを収集します。資源ごみ、プラスチックごみ、小型破碎ごみ、食品トレーの収集はありません。

5月3日(木・憲法記念日)・4日(金・国民の休日)・5日(土・こどもの日) = ごみ収集はありません。

問い合わせ先 = 環境課(20 3217)

こども科学館教室会員を募集

入会方法 = 4月25日(水)~5月2日(水)に教材費を添えて申し込んでください。4月30日・5月1日は休館
問い合わせ先 = こども科学館(27 5181)



教室	対象	開催日	教材費	定員
えをかく会	小学3・4年生	毎月第2土曜日	2,000円(年間)	50人
マジック教室	小学4年生~中2	毎月1・3土曜日	5,000円(年間)	25人
楽しい科学教室	小学5年生~中2	毎月第3日曜日	2,000円(年間)	30人
少年少女発明教室	小学4年生~中2	毎月第2日曜日・毎月第4土曜日	2,000円(年間)	30人
親子の楽しい陶芸教室	小学1・2年生の親子	毎月第3日曜日	5,000円(年間)	25組
パソコン教室	小学4年生~中2	毎週1回(土・日)	3,000円(6回)	1組12人
母親クラブ	児童・生徒の母親	毎月第4金曜日	1,500円(年間)	30人